憲法共同センター ３月スポット例

私たちは、労働組合や医療、商工、平和、青年、女性、農民、法律家団体など、幅広い団体でつくる「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」です。本日は、この場をお借りして、憲法改悪に反対する宣伝行動と「憲法改悪を許さない全国署名」「軍拡、増税に反対する請願署名」に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

物価高騰・能登半島地震などで国民が苦しむなか、自民党の各派閥がパーティー収入の一部をキックバックし、裏金づくりをしていたことが大問題となっています。まさに今、開かれている第213回国会では、全容解明、かかわったすべての国会議員の辞職、パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求め、声をあげたたかおうではありませんか。

また、ウクライナで戦争が続き、イスラエルのガザへの攻撃では２万８０００人以上の人々が犠牲になっています。１月２６日、国際司法裁判所は、イスラエルに対し、判決を言い渡すまでの間、住民の大量虐殺などを防ぐため、あらゆる手段を尽くすという、暫定的な措置を命じました。しかし、イスラエルは、これに応じず、ガザ地区の南部ラファに侵攻する準備を進めています。イスラエルは、国際人道法を順守し、即時に恒久的停戦を実現しなければなりません。このような中、平和憲法を活かした日本の国際社会での役割が求められています。現在のガザ地区における人道的危機はきわめて深刻なものであり、日本政府は、この危機的現実を直視し、ハマスへの批判のみならず、イスラエルの国際法違反の蛮行の中止を求めること、何よりも、即時に恒久的停戦を強く働きかける外交努力を行うことが必要です。

岸田首相は1月4日の記者会見で、「自分の総裁任期中に改正を実現したいとの思いに変わりはない」と述べ、「今年は条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速してまいります」と発言しています。昨年の参議院憲法審査会で、テーマなしの自由討議がなされ、自民党から任期延長改正を求める「緊急集会の役割限定－任期延長改憲論」の声があがり、原案作成チーム、作業部会の提唱がなされました。昨年の１２月７日の衆議院憲法審査会において、自民党は、通常国会での「任期延長などの緊急事態における国会機能維持についての改憲条文案起草のための機関」の立ち上げを提案しました。維新の会、国民民主、有志の会は改憲議論を煽り続けており、危険な動きになっています。

　審議されている「議員任期延長」は、国民の「選挙権の制限」です。選挙で選ばれた国民の代表、という正当性を失った議員が任期を超えて居座り続けることになります。「選挙ができないから任期をのばそう」、「もう選挙しないでいく」という発想は、長期間、衆議院がないまま、参議院の権限拡大しようという議論であって妥当ではありません。選挙一体の原則との関係でいえば、法的拘束性はないのであって、一部選挙ができない場合には、一部だけ選挙をしないということでよいはずです。緊急事態の名の下にすべての選挙をしない、任期を延長するという議論は、民主主義の根幹である選挙権の侵害といわざるをえません。問題のある国会議員に対する国民の審判を下す権利を奪うものであって許されません。実際に、東日本大震災など、過去の大災害の場合でも「繰り延べ投票」制度（公選法57条）の活用等によって、日本全国で選挙が一斉に中止、延期されるとはありませんでした。万が一のための制度として、憲法は５４条で参議院の緊急集会を開くことができると決めており、これで対応することが可能です。いずれにしても任期延長は必要ありません。
　緊急事態条項創設賛成派は、現在の憲法の下では，外部からの武力攻撃，大規模なテロ，大規模な自然災害などが生じた際に，十分に対処することができないとして，改憲の必要性を説いてきました。しかし，このような改憲の必要性は，欺瞞に満ちたものです。平時から立憲主義のもと、人権に十分に配慮した必要な立法をし、それを運用することができる備えをすれば足りる話です。憲法上の緊急事態条項の創設は，立憲主義の根幹を否定するものであって，憲法９条を改悪するための策動の一と位置づけられるものです。それにとどまらず，緊急事態条項を定めた自民党憲法草案は，立法府や司法府の歯止めを欠き，包括的に行政府への権限委譲を定めたものです。これは、政府の権限を無限定に拡大させ，永続的に日本国憲法の縛りを受けない「主権独裁」に繋がる危険性を有するものであり，到底容認できません。

２０２２年１２月１６日、政府は、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（以下「安保３文書」といいます。）を閣議決定しました。これらは、相手国の領域内に存在するミサイル発射手段などを攻撃するための「敵基地攻撃能力」や、攻撃対象を「敵基地」以外に拡大する「反撃能力」の保有を進めるとともに、２０２７年時点で防衛費をＧＤＰ比２パーセントに達するように所要の措置を講ずることを内容とします。

しかしながら、敵基地攻撃能力、反撃能力の保有は、個別的自衛権の行使を認めてきた歴代の政府見解の自衛権の発動の要件にすら反する上、憲法９条の「戦力」の保持に該当するのであって、同条に違反することは、明らかです。
　また、敵基地攻撃能力、反撃能力の保有は、北東アジア諸国をはじめ、周辺諸国に対し威嚇的効果を及ぼし、外交上の緊張を高めるものであり、際限のない軍拡競争に陥る危険性や、偶発的な衝突により戦争に突入する危険性を高めるものです。一度戦端が開かれれば多大な市民の犠牲と国土の荒廃をもたらし、停戦することがいかに困難かはウクライナの例を見るまでもありません。さらに、安保３文書は、アメリカとともに中国との戦争をすることを想定するものであり、違憲である安保法制が施行されている現状において、集団的自衛権の行使等によって、戦争当事国となる危険性を増大させています。

このような大軍拡に伴う増税は、物価高で苦しむ市民の生活を圧迫することは明白です。また、軍事費の聖域化は、焦眉の課題である脆弱な日本の社会福祉、教育等への公的資金投入を一層困難にするものです。

このように、安保３文書は、国のあり方に大転換をもたらすものです。それにもかかわらず、説明もなく、国民的議論や国会での議論を経ずに、閣議決定のみで、このような政策を推し進めていくことは、二重三重の意味で立憲主義に反し、憲法秩序を破壊するものです。

昨年末、岸田政権は、防衛装備移転三原則とその運用指針の改定を閣議決定し、殺傷武器の輸出を解禁する等、安保３文書に基づく再現のない武器輸出拡大を進めています。中でも、ライセンス生産品について、ライセンス元の国への輸出を可能としたことで、地対空誘導弾パトリオットをアメリカに輸出することにより、間接的に紛争当事国を含む第三国に輸出されることが可能となりました。これによって、国際紛争を助長することになりかねません。日本を「死の商人国家」に堕落させることは、到底許されません。

さらに、今年の２月１９日、防衛省が「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」を開き、その中で、５年で４３兆円という枠を超えて軍事費を増額する声が出ております。しかし、これは、まさに、際限のない大軍拡のための危険な議論に他なりません。

私たちは、武力に依拠するのではなく、憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に従い、粘り強く平和的外交を積み重ねることによって、国際平和がもたらされることを確信し、政府に対し、その外交努力を続けることを強く要求するとともに、安保３文書の閣議決定の白紙撤回を求め、敵基地攻撃能力、反撃能力の保有に反対し、防衛装備移転三原則とその運用指針の改定を閣議決定の撤回を強く求めます。

　そのためにも、「憲法改悪を許さない全国署名」「軍拡・増税に反対する署名」にぜひご協力ください。